

徳島県告示第四十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、撫養港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和五年二月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 1 港湾施設の種類
水域施設（小型船舶用泊地）
 - 2 名称
撫養地区第一小型船舶用泊地
 - 3 位置
鳴門市撫養町小桑島字前組地先（次の図に示す部分に限る。）
 - 4 数量及び能力
延長 二八メートル
 - 5 供用開始年月日
令和五年二月十四日
 - 二 1 港湾施設の種類
水域施設（小型船舶用泊地）
 - 2 名称
撫養地区第二小型船舶用泊地
 - 3 位置
鳴門市撫養町斎田字大堤地先（次の図に示す部分に限る。）
 - 4 数量及び能力
延長 三六メートル
 - 5 供用開始年月日
令和五年二月十四日
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターに備え置いて縦覧に供する。）